

令和8年6月1日

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術

期間：2025年1月1日～2025年12月31日

・区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等 0 件、 イ 黄斑下手術等 0 件、 ウ 鼓室形成手術等 16 件、
エ 肺悪性腫瘍手術等 0 件、 オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術 0 件

・区分2に分類される手術

ア 靱帯断裂形成手術等 70 件、 イ 水頭症手術等 0 件、 ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等 0 件、
エ 尿道形成手術等 36 件、 オ 角膜移植術 0 件、 カ 肝切除術等 1 件、 キ 子宮
附属器悪性腫瘍手術等 14 件

・区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等 9 件、 イ 上顎骨悪性腫瘍手術等 0 件、 ウ バセドウ甲状腺全摘（亜
全摘）術（両葉） 0 件、 エ 母指化手術等 0 件、 オ 内反足手術等 0 件、 カ 食道切除
再建術等 3 件、 キ 同種死体腎移植術等 0 件

・区分4に分類される手術

計 433 件

・その他の区分

人工関節置換術及び人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの） 52 件、
乳児外科施設基準対象手術 0 件、
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 7 件、
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 0 件、
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 44 件

独立行政法人国立病院機構

西 埼 玉 中 央 病 院